

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成22年3月2日)

項 目

ページ

- 1 平成22年度戸別所得補償モデル対策に係る激変緩和措置について

【生産振興課】 1

農 林 水 産 部

平成22年度戸別所得補償モデル対策に係る激変緩和措置について

平成22年3月2日
生産振興課

1 経過

本対策の中で転作作物への助成を行う水田利活用自給力向上事業に係る、助成金単価等の激変緩和措置の事前協議が、平成22年2月18日に終了。

今後、地域への周知をさらに進めるとともに、国との本協議を行う。

2 激変緩和措置の内容

(1) 基本的な考え方

制度変更の影響を最も受けるのは米モデル事業による助成が少ない転作率の高い転作集団、集落営農、農業者であることから、一律的な加算ではなく、真に激変緩和が必要な転作集団等に対して、効果的な措置とすることを第一とした。

(2) 激変緩和措置の適応方法

(ア) その他作物助成枠の調整

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 白ネギ、ブロッコリー | 単価 13,000円/10a (3,000円増) |
| ② 地力増進作物、景観形成作物 | 単価 8,100円/10a (1,900円減) |
| ③ トマト、小豆等その他作物 | 単価 10,000円/10a (変更なし) |

(イ) 麦・大豆・飼料作物間での調整

- | | |
|--------|--------------------------|
| ① 大豆 | 単価 39,000円/10a (4,000円増) |
| ② 飼料作物 | 単価 30,300円/10a (4,700円減) |
| ③ 麦 | 単価 35,000円/10a (変更なし) |

※ 新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS 稲：80,000円/10a）、そば・なたね・加工用米（20,000円/10a）の単価変更なし。

(ウ) 激変緩和調整枠での加算

- ① 協議会ごとに水田ビジョンのすべての担い手について、その他作物単価調整及び麦大豆飼料作物間調整を行った後に、旧制度の交付金額実績（H20 産地づくり交付金）と新制度の交付見込額（米所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業の助成金見込額の合計額）の増減を計算。
- ② 県の激変緩和調整枠（44,836千円）を、新制度の交付見込額が減額となる担い手のみのマイナス額の地域協議会合計額で按分して、各地域協議会に配分。
- ③ 地域協議会では担い手の交付金額が旧制度に比べて大きく減とならないよう、配分された激変緩和調整枠の交付基準を県と協議して策定（別紙）。

別紙

協議会名	配分額 (千円)	地域段階での活用方法の設定
鳥取市協議会	7,363	①担い手による大豆作付面積割合50%以上の栽培取組に対する加算(11,000円/10a、当該地域協で36.8ha) ②担い手による飼料作物作付面積割合85%以上の栽培取組に対する加算(7,000円/10a、当該地域協で17.6ha) ③1ha以上の作付団地化への取組に対する加算(①および②の対象者は除く、大豆5,000円/10a(当該地域協で31.7ha)、飼料作物7,000円/10a(当該地域協で3.3ha))
八頭町協議会	238	①担い手農家による飼料作物への取組に対する加算(水田面積の飼料作付け割合80%以上、5,000円/10a、当該地域協で1.6ha) ②担い手農家による種苗類への取組に対する加算(生産調整割合50%以上で転作面積の種苗類作付け割合80%以上、8,000円/10a、当該地域協で1.3ha) ③担い手農家によるタバコへの取組に対する加算(転作面積のタバコ作付け割合80%以上、3,000円/10a、当該地域協で1.8ha)
倉吉市協議会	6,951	①担い手リストの経営体のうち、経営面積に占める転作面積の割合の高い経営体に対して大豆作付面積部分に助成(転作率:40%以上60%未満:6,000円/10a、60%以上80%未満:16,000円/10a、80%以上:18,000円/10a、当該地域協で35.0ha) ②担い手リストの経営体のうち、経営面積に占める転作面積の割合の高い経営体に対してその他作物作付面積部分に助成(転作率40%以上で4,000円/10a、当該地域協で34.4ha)
三朝町協議会	2,581	①生産調整割合が70%以上の担い手による飼料作物・花き苗類作付への取組に対する加算(飼料作物14,000円/10a、当該地域協で8.9ha、花き苗類35,000円/10a、当該地域協で1.0ha) ②調整①のうち、飼料作物の1ha以上(または0.5ha以上の団地を2以上)の作付団地化への取組に対する加算(10,000円/10a、当該地域協で5.1ha)
湯梨浜町協議会	9,059	①水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者の大豆作付けに対する一律11,000円/10aを加算(当該地域協で58.9ha) ②水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者が大豆作付けを経営の80%以上行う場合に7,000円/10a加算する(当該地域協で35.6ha)
北栄町協議会	3,340	①担い手による大豆作付面積割合80%以上の栽培取組に対する加算(7,000円/10a、当該地域協で40.4ha) ②担い手による麦作付面積割合45%以上の栽培取組に対する加算(9,000円/10a、当該地域協で5.6ha)
琴浦町協議会	11,971	①担い手の飼料作物による自給力向上への取組に対する加算(2,730円/10a、当該地域協で208.5ha) ②担い手の芝による地域振興作物栽培への取組に対する加算(18,000円/10a、当該地域協で18.5ha) ③担い手のミニトマトによる自給率向上への取組に対する加算(9,300円/10a、当該地域協で5.3ha) ④担い手のそばによる地域振興作物への取り組みに対する加算(10,000円/10a 当該地域協で13.0ha) ⑤担い手のすいか、いちご、メロンによる自給力向上への取組に対する加算(6,000円/10a、当該地域協で5.6ha) ⑥担い手の白ネギ、ブロッコリーによる自給率向上への取り組みに対する加算(3,000円/10a 当該地域協で8.0ha)
米子地域協議会	2,126	①担い手による大豆1ha以上の作付けの取組に対する加算(8,000円/10a、当該地域協で26.5ha)
淀江町協議会	239	①担い手による転作率55%以上で、かつれんげ作付面積割合30%以上の栽培の取組に対する加算(5,500円/10a、ただし1生産者の助成額の上限は10万円までとする、当該地域協で5.3ha)
日吉津村協議会	96	①担い手による白ネギ作付け(面積割合30%以上)の取組に関する加算(5,000円/10a、当該地域全体で1.9ha)
江府町協議会	872	①担い手による大豆作付け(大豆作付規模4ha以上)への取組に対する加算(19,400円/10a、当該地域協で4.5ha)
計	44,836	

注. 担い手は地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者。